

廃棄から循環へ

農畜産業振興事業団
理事長 山本 徹



次期WTOラウンドに向けた各国の農業交渉提案が明らかになりつつあります。

米国は、6月末に自国の交渉案を公表しましたが、これとは別に、7月に「貿易自由化の推進に当たり環境保護に配慮することを定めたガイドライン」の原案を公表しました。これは今後の貿易協定や貿易交渉に当たっては、環境に与える影響を点検することを義務付けようとしているものです。

また、EUのWTO交渉案も9月に公表される予定となっています。EUからは、域内のCAP(共通農業政策)の改革案であるアジェンダ2000を踏まえた提案がなされるであります。

いずれの案も程度の差はありますが、関税率及び農業支持の削減等とともに「環境」がキーワードの一つとなることが予想されます。

日本国内においても、昨年7月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定されましたが、法律の規制の有無にもかかわらず今後の畜産は、環境対策なくしては存立し得ないといえます。

日本での家畜糞尿の排出量は、年間9,000万トン程度と推算され、他の農業・食品関係廃棄物に比して格段に多く、その処理が大変であり、畜産環境対策はますます重要になってくると思います。

ところで、ドイツにおける有機化学工業は、石炭の廃棄物やコールタール等の処理から始まり、これらから有用な成分を取り出し、化学肥料等を製造し始めたことから発展していったと言われていいます。

現在の畜産における環境対策は、家畜排せつ物の処理、有機肥料化等が主な対策となっているようですが、視点を変えて、これら有機物から——すでにバイオマス技術等については実用段階に入りつつあるものもありますが——最新の技術を使い、窒素、磷、メタンをはじめとした糞尿に含まれる物質を肥料以外の燃料や化学薬剤原料等に変換し、化学工業等の他産業へと転用する方法も検討材料の一つに加えても良いのではないのでしょうか。

というのは、既にオランダ等のEU諸国において硝酸態窒素の土地への還元は法律で制限されており、狭い国土の日本においても、これ以上の窒素等を還元することには近い将来限界が見えてくるのではないかと思います。

現在の日本の家畜飼養頭数から計算すると、糞尿からの窒素量は年間約74万トンと試算され、その一部は堆肥化や曝気処理過程において揮散し、実際に農地に還元されるのはその8割程度

と言われております。一方、日本の農地への家畜糞尿からの窒素受入可能量は71万トン程度という報告もあり、現状では、ほぼバランスがとれているようですが、近い将来限界にくることも予想されます。したがって、従来から採られている対策に加えて、家畜排せつ物を別な分野に還元していく方法も検討していく必要があるかと思えます。そのような方法をとることにより前述のタール等から化学工業原料を生産していったように、家畜排せつ物が有機化合物原料の宝庫となれば、より円滑な環境対策が可能となるであります。

事業団といたしましても「食料・農業・農村基本法」に示されている「農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進」を図るべく指定助成対象事業等を通じて畜産環境対策に対して積極的に協力していきたいと思えます。